

平成 23 年 4 月 19 日
文 化 庁

文化財の復旧支援等について

1. 国指定等文化財の被害状況

被害件数：506件（1都1道18県）（平成23年4月19日12：00現在）

【内訳】

国宝	重要文化財	特別史跡	史跡	特別名勝	名勝	天然記念物	重要伝統的建造物群保存地区	重要有形民俗文化財	その他	小計
5	139	5	72	4	15	14	7	3	251	515

※重複指定があるため、合計は一致しない。

《被害を受けた主な文化財（カッコ内は主な被害状況）》

- 国宝：瑞巖寺庫裏及び廊下（宮城県）（漆喰壁に一部崩落・亀裂）
- 国宝：瑞巖寺本堂（元方丈）（宮城県）（彫刻に軽微破損、一部の柱にずれ）
- 国宝：大崎八幡宮（宮城県）（板壁・漆塗装・彫刻に破損）
- 国宝：阿弥陀堂（福島県）（扉まわりに軽微な破損）
- 国宝：清白寺仏殿（山梨県）（内部の欄間の破損等）
- 特別名勝：松島（宮城県）（各所で地震及び津波による甚大な被害）
- 特別史跡：多賀城跡附寺跡（宮城県）（整備した正殿基壇の舗装の亀裂の増大等）
- 特別名勝：六義園（東京都）（ツツジ茶屋柱ずれ等）
- 特別史跡・重要文化財：旧弘道館（茨城県）（学生警鐘の全壊、弘道館の壁漆喰の落下等）
- 特別名勝・特別史跡：旧浜離宮庭園（東京都）（芳梅亭屋根へこみ、給水管破裂、灯籠倒壊）
- 特別名勝・特別史跡：小石川後樂園（東京都）（涵徳亭入り口階段ひび割れ等）
- 特別史跡：江戸城跡（東京都）（石垣等崩落）

2. 文化財調査官の派遣

各教育委員会から要請があった場合に、比較的地震被害が少なかった首都圏等から順次、文化庁の職員を派遣することとしている。その際、現時点においては、被害のあった文化財建造物の応急措置など緊急性の高いものから対応しているところである。

《実績》

3月17日（木）

- 茨城県桜川市（重要伝統的建造物群保存地区 桜川市真壁伝統的建造物保存地区）

3月29日（火）

- 茨城県牛久市（重要文化財 シャトーカミヤ旧醸造場施設）
- 埼玉県鴻巣市（重要文化財 埼玉県生田塚墳輪窯跡出土品）
- 群馬県立歴史博物館（重要文化財 群馬県舞台一号噴出土品）

4月4日（月）

- 茨城県水戸市（特別史跡・重要文化財 旧弘道館、史跡・名勝 常磐公園、重要文化財 佛性寺本堂）

4月6日（水）

- 千葉県松戸市（重要文化財 旧徳川家住宅松戸戸定邸）
- 千葉県柏市（重要文化財 旧吉田家住宅）
- 千葉県成田市（重要文化財 旧学習院初等科正堂、旧御子神家住宅）
- 千葉県栄町（史跡 龍角寺境内ノ塔址、史跡 龍角寺古墳群・岩屋古墳）

4月7日（木）

- 茨城県常陸太田市（史跡 水戸徳川家墓所）
- 茨城県神栖市（重要文化財 山本家住宅）
- 茨城県鹿嶋市（重要文化財 鹿島神宮本殿）
- 茨城県北茨城市（重要文化財 石岡第一発電所施設）
- 青森県八戸市（名勝 種差海岸、天然記念物 蕪島ウミネコ繁殖地、重要有形民俗文化財 八戸及び周辺地域の漁撈用具と浜小屋）

4月12日（火）

- 千葉県香取市（重要伝統的建造物群保存地区 香取市佐原伝統的建造物群保存地区、史跡 伊能忠敬旧宅）
- 千葉県旭市（史跡 大原幽学遺跡）

4月12日（火）～14日（木）

- 宮城県東松島市・塩竈市・松島町・七ヶ浜町・利府町（特別名勝 松島）

4月14日（木）～15日（金）

- 福島県郡山市（重要文化財 旧福島県尋常中学校本館）
- 福島県猪苗代町（重要文化財 旧馬場家住宅、重要文化財 天鏡閣、重要文化財 旧高松宮翁島別邸（福島県迎賓館））
- 福島県桑折町（重要文化財 旧伊達郡役所）

4月18日（月）～19日（火）

- 宮城県仙台市、栗原市、大崎市（史跡・仙台城跡、史跡・旧有壁宿本陣、史跡・山畑横穴群、史跡・名勝・旧有備館および庭園）

3. 滅失、毀損の場合の届出義務等の期間延長について

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）及び「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成23年政令19号）により、履行期限のある義務について、東日本大震災により本来の履行期限までに履行されなかった場合においても、平成23年6月30日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないこととされた。これを踏まえ、その対象となる文化財保護法上の義務（重要文化財等の滅失・毀損等に係る届出義務など）等について、各都道府県教育委員会に通知した。（4月8日付け文化財部長通知）

4. 埋蔵文化財調査の弾力的な運用等について

東日本大震災に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用については、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の関係規定（届出及び通知）の取扱いに関し、その弾力的な運用及び対象となる復旧工事の範囲（仮設住宅の建設等）について、文化庁から関係都道府県教育委員会に通知した。（3月25日付け文化庁次長通知）

また、東日本大震災に伴う災害復旧事業で該当県市内の史跡名勝天然記念物の指定に係る土地で行われるものについては、文化庁長官の許可を要しない「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」に当たるとし、その対象となる災害復旧事業の範囲について、文化庁から関係都道府県教育委員会に通知した。（3月25日付け文化庁次長通知）

5. 文化財レスキュー事業について

東日本大震災によって被災した文化財等を緊急に保全するとともに、損壊建物の撤去等に伴う貴重な文化財の廃棄・散逸を防止するため、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所を事務局とし「被災文化財等救援委員会」を組織し、国立文化財機構、文化財・美術関係団体及び各県教育委員会が協力し、緊急に保全措置を必要とする文化財等の救出、応急措置、博物館等における一時保管を行う「文化財レスキュー事業」を開始した。

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）実施要項

1 事業の目的

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（以下「救援事業」という。）は、東北地方太平洋沖地震によって被災した文化財等を緊急に保全するとともに、今後に予想される損壊建物の撤去等に伴う我が国の貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止することを目的とする。

2 事業の内容

地震等による直接の被災や、被災地各県内の社寺、個人及び博物館・美術館・資料館等の保存・展示施設の倒壊又は倒壊等の恐れ等により、緊急に保全措置を必要とする文化財等について、救出し、応急措置をし、当該県内又は周辺都県（以下「当該県内等」という。）の博物館等保存機能のある施設での一時保管を行う。

3 事業の対象物

国・地方の指定等の有無を問わず、当面、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財及び美術品を中心とする。

4 事業の実施体制

- 1) 文化庁は、救援事業の実施に当たって、被災地各県と基本方針を協議する。
- 2) 救援事業は、独立行政法人国立文化財機構（以下「国立文化財機構」という。）及び文化財・美術関係団体（以下「関係団体」という。）の連携協力により行うこととする。そのための組織として、文化庁は、国立文化財機構及び関係団体に対し、「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」（以下「救援委員会」という。）の設置等を要請する。
- 3) 文化庁は、必要に応じて、各都道府県教育委員会に対し学芸員等の専門職員の派遣及び被災文化財等の一時保管等について協力を要請する。
- 4) 文化庁は、当該県内等の博物館等保存機能のある施設に対し、被災文化財等の一時保管について協力を要請する。
- 5) 文化庁は、所有者又は救援委員会の要請に応じて、救援委員会と協力して、文化庁職員を派遣し、被災した文化財等に関し被災状況の調査、応急処置、一時保管等の活動に当たらせる。

5 事業の実施期間

事業の実施期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

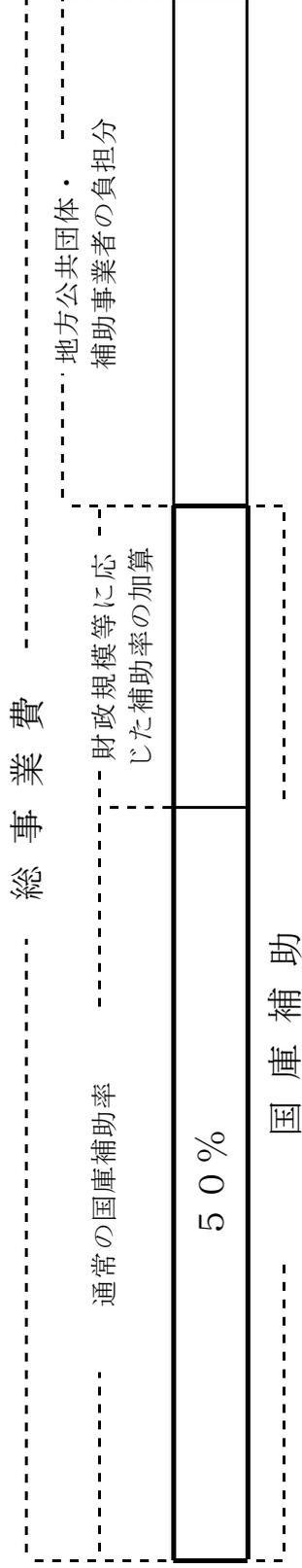
6 その他

文化庁における救援事業の事務は、長官官房政策課及び文化財部各課の協力を得て、文化財部美術学芸課が行う。

国指定等文化財の災害復旧に対する国庫補助金の補助率について

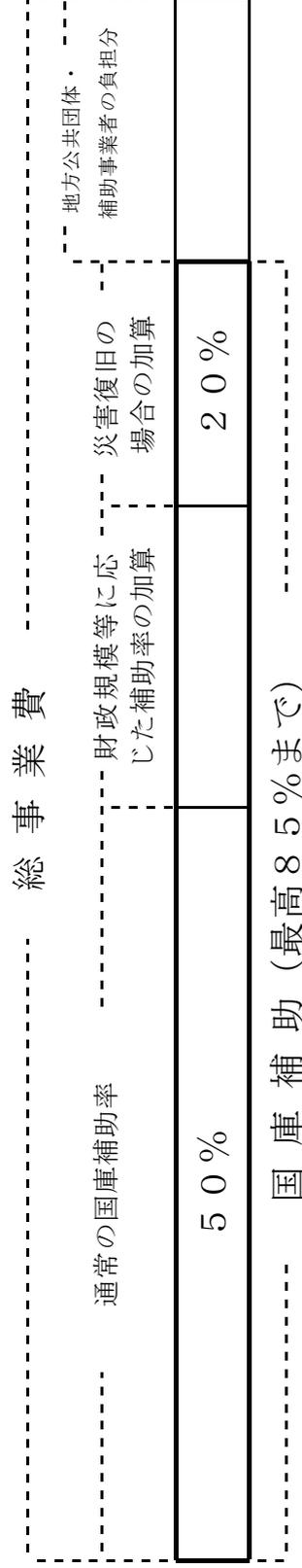
1. 通常の重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災国庫補助事業の場合

- (1) 補助事業者が地方公共団体又は営利法人の場合・・・50%
- (2) 補助事業者が非営利法人又は個人の場合・・・50%を基礎に補助事業者の財政規模等に応じて補助率の加算（5%単位で最高35%まで）



2. 災害復旧事業の場合

通常の国庫補助事業の場合に加え、補助率20%の加算がある（最高85%まで）



* 地方公共団体の負担割合は、各地方公共団体の割合による。

国宝・重要文化財等の災害復旧・防災対策予算について

(単位: 千円)

事項	※ 平成 23 年度予定 額(前年度予算額)
建造物※※ (修理、防災設備整備、耐震診断等)	(8, 469, 614) 9, 516, 373
美術工芸品※※ (修理、防災設備及び保存施設整備等)	(1, 041, 942) 1, 091, 900
記念物(史跡、名勝、天然記念物)※※ (保存整備、防災設備整備、復元整備等)	(5, 956, 500) 3, 211, 000
埋蔵文化財 (防災設備整備等)	(668, 500) 0
文化的景観※※ (修理、防災設備整備等)	(140, 000) 200, 000
伝統的建造物群※※ (修理、防災設備整備等)	(1, 174, 030) 1, 074, 030
民俗文化財※※ (修理、防災設備整備等)	(210, 073) 220, 073
管理費 (防災設備保守点検等)	(133, 589) 133, 589
特別要望枠(記念物、埋蔵文化財等) (史跡等復元、防災設備等)	(0) 3, 840, 000

※対応する予算は、予算額の内数

※※災害復旧事業(修理、防災等)については、通常の修理事業の補助率(50%)に20%を加算(上限85%)